

# 道路工事施行承認申請書

(正 本)

新規	変更	鶴道施第	号
		年 月	日

令和 年 月 日

鶴ヶ島市長

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

道路法第24条の規定により承認を申請します。

工事の目的						
工事の場所	路線名	市道	号線	車道	歩道	その他
	場所	鶴ヶ島市		番		地先から
		鶴ヶ島市		番		地先まで
工事概要	名称		規模		数量	
工事の期間	令和 年 月 日から	日間		工事施行者		
	令和 年 月 日まで					
道路の復旧方法	道路管理者の指示どおり		添付書類	案内図	平面図	縦断図
				横断図	構造図	その他
施行後の物件等の処理	1 工事の結果完成した物件は完了確認を経て寄付します。 2 工事のため取得した用地は別途手続きを経て寄付します。					

## 記入要領

- |    |    |
|----|----|
| 新規 | 変更 |
|----|----|

については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の承認書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の住所、「氏名」の欄には名称代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 変更の承認申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「工事の目的」欄には、工事を必要とする理由を具体的に記入すること。（例：排水管布設・歩道切下げ・取付け・切土・盛土・側溝移設・街路樹移設・ガードレール新設・移設・撤去等）
- 「工事概要」欄には、工事物件の名称・規模・（数量の内訳）・数量を記載すること。
- 「工事施行者」欄には、施行者の住所・氏名・電話番号を記載すること。
- 「道路・水路の復旧方法」欄には、道路・水路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨記載すること。
- 「添付書類」の欄には、施行場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

# 道路使用許可申請に係る同意書

鶴道施第 号

西入間警察署長 様 様

〒  
住所

氏名  
担当者  
TEL

工事の目的						
工事の場所	路線名	市道	号線	車道	歩道	その他
	場所	鶴ヶ島市	番			地先から
工事の概要		鶴ヶ島市	番			地先まで
	名称	規模	数	量		
工事の期間	令和 年 月 日から	日間	工事施行者			
	令和 年 月 日まで					
道路の復旧方法	道路管理者の指示どおり					
			通行の禁止 又は制限 (制限の種類)	車両通行止 ・ 片側通行止 ・ 徐行		

上記のとおり道路使用許可に同意します

令和 年 月 日

鶴ヶ島市長

印

(交付用)

# 道路工事施行承認書

新規  
変更

鶴ヶ島市 第 号

令和 年 月 日

〒

住所

氏名

令和 年 月 日付

第 号で申請のあった道路工事については、

別紙条件を付して下記事項につき承認する。

鶴ヶ島市長

印

工事の目的						
工事の場所	路線名	市道	号線	車道	歩道	その他
	場所	鶴ヶ島市	番			地先から
工事の概要		鶴ヶ島市	番			地先まで
	名称	規模		数量		
工事の期間	令和 年 月 日から	日間	工事施行者			
	令和 年 月 日まで					
道路の復旧方法	道路管理者の指示どおり		添付書類	案内図	平面図	縦断図
				横断図	構造図	その他
施行後の物件等の処理	1 工事の結果完成した物件は完了確認を経て寄付します。 2 工事のため取得した用地は別途手続きを経て寄付します。					

## 教 示

### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鶴ヶ島市長に対して異議申し立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申し立てをすることができなくなります。

### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鶴ヶ島市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において鶴ヶ島市を代表するものは市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(審査用)

道路工事施行承認審査書兼  
道路使用許可申請に係る同意伺書

起案令和年 月 日  
決裁令和年 月 日

決定	条件付許可	市長	副市長	部長	課長	主幹	主査	主任・担当	担当者	
	不許可 返戻									
審査意見									道路建設担当主査	公印使用

工事の目的									
工事の場所	路線名	市道			号線	車道	歩道	その他	
	場所	鶴ヶ島市			番	地先から			
工事の概要	名称			規模			数量		
工事の期間	令和 年 月 日から				日間	工事施行者			
	令和 年 月 日まで								
道路の 復旧方法	道路管理者の指示どおり								

通行の禁止 又は制限 (制限の種類)	車両通行止・片側通行止・徐行
--------------------------	----------------